

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 3 月 6 日 答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601042号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600373号

## 第1 結論

1 請求者のA社における平成2年10月1日から平成3年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成2年10月から平成3年9月までの標準報酬月額については、26万円から30万円とする。

平成2年10月から平成3年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成2年10月から平成3年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年2月29日から同年4月30日に訂正し、同年2月及び同年3月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成4年2月29日から同年4月30日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

3 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年4月30日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成4年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成4年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和31年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年10月1日から平成3年10月1日まで  
② 平成4年2月29日から同年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間①について、厚生年金保険の記録が実際に支給された

給与額に見合う標準報酬月額よりも低い額の標準報酬月額で記録されている。また、請求期間②について、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が平成4年2月29日となっているが、同社にはその後も継続して勤務しており、当時の給料明細書でも当該期間については、厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。調査の上、厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された給料明細書により、請求者は、請求期間①について、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（26万円）を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に見合う標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、上記の給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、閉鎖登記簿謄本によると、A社は既に解散しており、事業主は死亡しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②のうち、平成4年2月29日から同年4月30日までの期間について、雇用保険の加入記録及び請求者から提出された給料明細書により、請求者は、当該期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年2月29日（現在は、同年5月1日に訂正）より後の同年4月30日付けで、請求者に係る標準報酬月額の遡及減額処理（平成23年9月21日付けで当初の標準報酬月額に訂正）が行われたのと同時に、同年2月29日に遡って当該資格喪失処理が行われており、請求者のほかに同様の資格喪失処理が行われている者が複数確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本により、A社は平成4年2月29日から同年4月30日までの期間において、法人の事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

さらに、複数の同僚は、請求期間当時、A社の業績は悪かった旨回答している上、同社は経営不振で、給与の遅配や減額があった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成4年2月29日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当該喪失処理日

である同年4月30日であると認められる。

また、平成4年2月及び同年3月の標準報酬月額については、同年1月の厚生年金保険の記録から、30万円とすることが妥当である。

- 3 請求期間②のうち、平成4年4月30日から同年5月1日までの期間について、雇用保険の加入記録及び請求者から提出された給料明細書により、請求者は、当該期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できるところ、上記閉鎖登記簿謄本により、同社は、当該期間において、法人の事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる上、請求者から提出された同年4月分の給料明細書によると、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の平成4年4月の標準報酬月額については、上記の給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡していることから、平成4年4月30日から同年5月1日に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、同年4月においてA社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されていたと認められることから、社会保険事務所は、請求者の同年4月30日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1601078号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600374号

## 第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成15年6月30日の標準賞与額を40万円、平成16年7月2日の標準賞与額を45万円、平成17年6月30日の標準賞与額を50万円、同年12月2日の標準賞与額を54万円に訂正することが必要である。

平成15年6月30日、平成16年7月2日、平成17年6月30日及び同年12月2日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年6月30日、平成16年7月2日、平成17年6月30日及び同年12月2日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和37年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年6月30日  
② 平成16年7月2日  
③ 平成17年6月30日  
④ 平成17年12月2日

A事業所から支給された請求期間①から④までに係る標準賞与額の記録がない。厚生年金保険料が控除されたことが確認できる給料明細の写しを提出するので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された給料明細の写し及び給与振込口座の預金通帳の写し並びにC健康保険組合から提出された請求者に係る被保険者記録照会により、請求者は、請求期間①から④までにおいて、A事業所から賞与を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、上記給料明細の写しにより確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年6月30日は40万円、平成16年7月2日は45万円、平成17年6月30日は50万円、同年12月2日は54万円に訂正することが必要

である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から④までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料を納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600996号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600375号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年12月1日から平成6年4月1日まで

A社に勤務していた請求期間における厚生年金保険の加入記録がない。この期間は、同社に在籍のままB国に出張しており、現地で受け取っていた給料から厚生年金保険料が天引きされていた。請求期間において事業主が作成したB国滞在許可依頼の文書などの資料を提出するので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、資格喪失年月日は平成元年11月30日であることから、請求期間において請求者がA社に勤務していたことが確認できない。

また、A社の事業主から提出された「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険被保険者資格喪失確認通知書」には、それぞれ社会保険事務所(当時)及び同社が加入する健康保険組合の確認印が押されており、いずれも請求者の被保険者資格喪失年月日は平成元年12月1日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、同社の事業主は、請求期間において請求者は社員ではなく、給与、保険料等は存在しないため、厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

さらに、オンライン記録により、請求者の厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日においてA社に係る厚生年金保険被保険者資格が確認できる者及び同日に被保険者資格を喪失している者のうち照会可能な従業員30人に照会したところ、13人から回答があったが、いずれの者からも、請求者が請求期間において同社に勤務していたことをうかがわせる回答を得ることができなかった。

加えて、請求者は請求期間において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与明細書等を保有していない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600990号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600376号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年9月14日から昭和44年11月5日まで

A社に勤務した期間のうち、昭和43年9月14日から昭和44年11月5日までの期間に係る厚生年金保険の記録がない。

A社には請求期間も継続して勤務していたので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録によると、A社における資格取得年月日は昭和43年2月1日、離職年月日は同年9月13日、資格再取得年月日は昭和44年11月5日、離職年月日は昭和45年4月25日となっている上、厚生年金保険の事業所別被保険者名簿の記録と符合しており、同社における請求期間の勤務が確認できない。

また、上記事業所別被保険者名簿において、請求者は、昭和43年9月14日の厚生年金保険の被保険者資格喪失に伴い、健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、昭和46年10月6日付けでC社に組織変更した後、平成20年10月31日付けでB社に商号変更していることが確認できる。B社を含むDグループを管理するE社の事業主は、請求者に係る人事記録及び賃金台帳等の資料を保存していない旨回答している上、請求期間当時の事業主も亡くなっていることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。